

令和8年9月9日

公 示 送 達 書

愛西市長 日 永 貴 章

次の書類を地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。
なお送達すべき書類は愛西市役所保険年金課において保管しており、申し出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者 氏名(名称)	送達すべき書類
NGUYEN DINH CAO	地方税法により送達すべき書類

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき(令和8年9月16日)に、書類の送達があったものとみなされます。